参考様式第１-17号（規則第８条第15号関係）　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本工業規格Ａ列４）

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

宿泊施設の適正についての確認書

　宿泊施設の確認事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | 措置の有無 | 特記事項 |
| ①宿舎を確保する場所は、爆発物、可燃性ガス等の火災による危険の大きい物を取扱い・貯蔵する場所の付近、高熱・ガス・蒸気・粉じんの発散等衛生上有害な作業場の付近、騒音・振動の著しい場所、雪崩・土砂崩壊のおそれのある場所、湿潤な場所、出水時浸水のおそれのある場所、伝染病患者収容所建物及び病原体によって汚染のおそれの著しいものを取扱う場所の付近を避ける措置を講じていること | 有　・　無 |  |
| ②２階以上の寝室に寄宿する建物には、容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を２箇所以上（収容人数15人未満は１箇所）設ける措置を講じていること | 有　・　無 |  |
| ③適当かつ十分な消火設備を設置する措置を講じていること | 有　・　無 |  |
| ④寝室については、床の間・押入を除き、１人当たり４．５m2以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室面積の７分の１以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること | 有　・　無 |  |
| ⑤就眠時間を異にする２組以上の技能実習生がいる場合は、寝室を別にする措置を講じていること | 有　・　無 |  |
| ⑥食堂又は炊事場を設ける場合は、照明・換気を十分に行い、食器・炊事用器具を清潔に保管し、ハエその他の昆虫・ネズミ等の害を防ぐための措置を講じていること | 有　・　無 |  |
| ⑦他に利用し得るトイレ、洗面所、洗濯場、浴場のない場合には、当該施設を設けることとし、施設内を清潔にする措置を講じていること | 有　・　無 |  |
| ⑧（宿泊施設が労働基準法第10章に規定する「事業の附属寄宿舎」に該当する場合）同章で定められた寄宿舎規則の届出等を行っており、又は速やかに行うこととしていること | 有　・　無 |  |

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　　日　　作成

　　　　　　　　　　　　　　　　　　確認者の氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　作成責任者　役職・氏名